

「第四次山形県DV被害者支援基本計画（仮称）」（骨子案）

1 計画の基本的な考え方

<計画策定の趣旨>

○平成28年3月に策定された「山形県DV被害者支援基本計画」が令和2年度で計画期間を終えることから、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」）に基づき政府が策定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」に即して、これまでの取組みの成果・課題、昨今の社会情勢の変化、本県の特徴・特性、令和元年度に実施した「令和元年度ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査」（以下、県民意識調査）を踏まえ、県、市町村、関係機関、ボランティア・NPO等が連携して推進する、今後の施策の展開方向を示す新たな計画を策定する。

<計画の位置付け>

- 「DV防止法」第2条の3第1項の規定に基づく都道府県基本計画
- 「次期山形県男女共同計画（仮称）」に掲げる、女性に対するあらゆる暴力の根絶に関する施策の達成をめざすための計画
- この計画は、人権が尊重される社会の実現や暴力の根絶をめざしており、2015年に国連で採択された「SDGs」（※）における「ジェンダー平等」と理念を共有する。

<計画の期間>

- 令和3年度（2021年度）から7年度（2025年度）までの5年間

<基本目標>

男女が互いの人権を尊重する、暴力のない社会の実現

○女性も男性も共に自己の尊厳を大切にしながら、お互いを一人の人間として尊重し、他人を思いやることのできる社会の形成に向け取組みを進める。

<計画の視点>

- (1)被害者の立場に立った切れ目のない支援
- (2)関係機関等の連携
- (3)安全の確保への配慮
- (4)ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた対策

<主要な課題>

- ①DVを許さない社会づくりを促進するため、若年層に重点化したDV予防啓発、人権尊重の意識を高める教育啓発を行う必要がある。**基本の柱Ⅰ**
- ②被害者が安心して、早期に相談できるよう、SNS等相談しやすい相談窓口を整備するとともに相談窓口の周知を強化する必要がある。**基本の柱Ⅱ**
- ③相談から自立支援に至るまで、当事者本位よりそったきめ細かな支援を実施するため、女性の保護事業の積極的な活用を図るとともに、市町村における計画的なDV支

援体制の整備を支援する必要がある。**基本の柱Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅵ**

④DV被害者と子どもを適切に保護するため、DV対策と児童虐待防止対策との連携を強化する必要がある。**基本の柱Ⅴ**

⑤DV被害者の多岐にわたる複雑な問題に対応するため、国、市町村、関係機関・団体、NPO等との連携を強化する必要がある。**基本の柱Ⅵ**

(※)2015年9月の国連サミットで、全会一致で採択された「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals = SDGs)をいう。“誰一人取り残さない”を理念とし、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標を設定している。17ある目標のうち5番目が「ジェンダー平等の実現」で、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」ことを目標に掲げている。

2 山形県における配偶者等からの暴力に関する現状

○各種統計データと「ワーク・ライフ・バランスおよび男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査」(以下、「県民意識調査」という。)をまとめて掲載。

<掲載データ>

1. DV相談等の現状

- ①配偶者暴力相談支援センターにおけるDV被害者の相談件数の状況
- ②警察における配偶者からの暴力事案等の対応件数の状況
- ③DV被害者の一時保護の状況
- ④DV被害者の一時保護後の状況

2. DVに関する県民の意識(県民意識調査)

- ①DVの認知度
- ②デートDVの認知度
- ③DV(暴力)についての意識
- ④DV経験の状況
- ⑤DVを受けた時の相談経験
- ⑥DVを相談しなかった理由
- ⑦DV等をなくすための対応について

3 施策の方向性

基本の柱Ⅰ 「DVを許さない社会づくり」

<基本的考え方>

○県民一人ひとりが、DVについて正しい認識をもつことで、DVの発生予防、被害者自身の早期相談につながるだけでなく、友人や家族を介した相談・通報、児童虐待の早期発見・早期対応、相談での被害者の意思決定の円滑化、被害者の自立に対する職場や地域の理解や支援などにつながるものであり、DVの発生予防から被害者の自立支援まで

切れ目のない対策を意識しながら、DVを許さない社会づくりに向けた啓発に取り組んでいく。

また、若年層におけるDV（デートDVを含む）、性暴力の被害も深刻化しており、子ども達を被害者にも加害者にもしないため、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく予防啓発に取り組んでいく。

<施策の方向1 DVを許さない県民意識の醸成>

- 広報誌やホームページ、マスメディア、SNS等を活用した啓発を強化するとともに、被害者の立場から手に取りやすいDV防止啓発用リーフレットの作成を行う。リーフレットの配布に当たっては、市町村・関係機関・民間団体と連携しながら配布先を拡大する。
- 女性に対する暴力をなくす運動週間（11月）を中心に市町村や民間団体とも連携しながらパープルリボンキャンペーンを展開する。
- 市町村等と連携し、高齢者や障がい者のDV防止についても啓発を実施するとともに、警察において男性が被害者であるDV事案が増加していることから、男性の被害者が手に取りやすいリーフレットの作成について検討する。

<施策の方向2 若年層に対する予防啓発・教育啓発の推進>

- 教育機関と連携しながら、若年層に伝わりやすく、学校の授業に活用しやすいリーフレットの作成や啓発の手法を検討しながら、小・中学校からの啓発に取り組む。
- 平成24年度から高校、大学等の生徒を対象に講師による講話のほか、DVDでの事例紹介、ロールプレイ等による啓発を実施している県の「デートDV防止出前講座」については、積極的に講座の開催を働きかけ、実施数を拡大する。

実施校数	高等学校	大学・短大	専門学校	計
令和元年度	11	1	1	13
延べ（8年間）	83	18	11	112

- デートDVについては、高校生が養護教諭へ相談することが多いことから、養護教諭を対象にデートDV等に関する研修を行う。

<施策の方向3 加害者対策の推進>

- 被害者の安全確保を最優先に考えた加害者対策を実現するため、引き続き、加害者更生プログラムの取組み等国における調査研究の進捗状況に応じて対応していく。

基本の柱Ⅱ 「安心して相談できる環境の充実」

<基本的な考え方>

- 配偶者からの暴力は重大な人権侵害であり、また、今後暴力を受けずに安全に生活していくために、被害者だけで悩まず、かつ、被害者自身の今後の生活についての方針が固まる前であっても早期に相談窓口を利用するよう、配偶者暴力相談支援センター（以下、「配暴センター」という。）等相談機関の周知に取り組んでいく。また、被害者が抱えている問題が複雑・困難であっても、被害者が安心して支援を求められるよう、相談・

支援の充実・強化に取り組んでいく。

<施策の方向4 早期相談のための相談窓口の周知>

- リーフレットの配布等従来の周知の手法に加えて、県のツイッター、フェイスブック「やっぱ山形。子育て若者応援隊（山形県子育て若者応援部）」等SNSを活用し、様々な状況にある被害者の目に触れるように相談窓口の周知を行う。
- 市町村の協力を得て、広報誌やホームページへの掲載、自治会等の協力を得たリーフレットの回覧等、住民に身近な場所で、地域に密着した相談窓口の周知・啓発を強化していく。
- 令和2年10月に導入された全国共通の「DV相談ナビ」短縮ダイヤル「#8008（はれば）」やチャット・メールで相談を行う「DV相談+（プラス）」について、県でも積極的に周知を行う。
- 災害や感染症の危機下において、不安やストレスなどによりDVや児童虐待、性被害の増加が懸念されるため、県ではSNSを活用し相談窓口の迅速な周知を行うとともに、市町村と連携し、避難所や家庭へストレスを高めない避難生活の留意点などDVの予防に関する注意喚起や相談窓口の周知を行う。

<施策の方向5 早期発見のための関係機関の連携強化>

- 医療関係従事者・救急隊員、母子保健関係者、保育・教育機関、高齢者・障がい者サービスの提供者、民生委員・児童委員、人権擁護委員等、被害者の発見がしやすい各関係機関に、研修・会議等の機会を活用してリーフレットの配布を行うなど、相談窓口の周知を行う。
- 地域DV被害者支援連絡協議会を開催し、関係者が顔の見える関係を築くことで、スムーズな通報や情報提供が行われるように地域の関係職員のネットワーク化を図る。

<施策の方向6 相談者の立場に立った相談体制の充実>

- SNSを活用した相談窓口・支援機能の提供を行うとともに、相談窓口の整備を検討する。
- 配暴センター等は、警察による被害者に対する緊急時に通報すべき旨や自衛手段の教示、加害者に対する指導警告等の教示のほか、配暴センター等相談機関の紹介など、被害者に寄り添った通報・相談への対応が円滑に進むよう、日常的に警察との緊密な連携を図る。
- 配暴センター等は、性犯罪・性暴力被害者の総合的・専門的な支援を行う「べにサポやまがた（やまがた性暴力被害者サポートセンター）」と積極的に連携し、効果的な被害者の相談・支援を行う。
- 県男女共同参画センター・チェリアに設置されている、男性相談員による男性専用相談電話「男性ホットライン」のさらなる周知を図る。男性からのDV相談があった場合は、配暴センターと連携し適切に対応する。

【男性ホットライン相談件数】

年度	H27	H28	H29	H30	R元
件数	18	72	88	57	63

- 配暴センターにおける外国人等の相談に対応するため、各言語用のDV支援パンフレットや国際交流センターの通訳サービスの利用に加え、翻訳器（AI機器）の導入を検討する。
- 被害者に対して不適切な対応をすることで二次的被害が生じることがないように、研修を充実し、女性相談員等の資質の向上を図る。

基本の柱Ⅲ 「迅速で安全な保護体制の充実」

<基本的な考え方>

- 被害者の保護にあたっては、何よりも被害者や同伴する子ども等の安全の確保が重要であり、緊急避難が円滑に行われるよう、保護体制を充実していく。また、一時保護後においては、被害者によりそったきめ細かな支援の実施に取り組んでいく。

<施策の方向7 迅速で安全な保護体制の充実>

- 被害者の保護にあたっては、県（総合支庁）、市町村、警察が連携しながら対応し、移送については、被害者に配慮し女性職員が対応することを徹底する。
- 休日や夜間など緊急に保護が必要と認められるときは、配暴センター、警察等の関係機関が連携し、適切に対応する。
- 配暴センターは、加害者等の追求から逃れるため、都道府県を越える広域的な避難や保護も増加していることから、さらなる広域的な支援が円滑に行えるよう、他都道府県と情報交換を積極的に行うなど連携を強化する。

<施策の方向8 被害者の人権に配慮した一時保護体制の充実>

- 複雑化・多様化する被害者の実情を踏まえて柔軟に対応するため、心理担当職員や医師によるこころのケアの充実など、より入所者が安心して一時保護期間を過ごせるよう、安全対策の強化をはじめ、施設機能の充実を図る。
- 被害者の一時保護について、県内各地域での対応が可能となるよう、一時保護委託先がない地域について、NPO・社会福祉法人等民間団体の動向を踏まえながら委託先の確保を検討する。また、男性被害者等の一時保護委託先の確保を検討する。

<施策の方向9 保護命令に関する支援>

- 支援センターは、被害者等が速やかに安心して保護命令制度（※）を利用できるよう、事案に応じ、被害者の一時保護を行うとともに、被害者に対して制度内容を分かりやすく情報提供し、助言、関係機関への連絡その他の援助を行う。
- 配暴センターは、保護命令の申立てを行う際や保護命令が発せられた際には、被害者に保護命令発令後の留意事項について情報提供しながら、警察等関係機関と連携し、被害者の安全確保を速やかに行う。

（※）被害者からの申立てにより、裁判所が加害者に対し被害者及び子への接近禁止や、被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去等を命ずるもので、違反者には刑罰が課せられる。

基本の柱Ⅳ 「被害者の自立を促進する支援の充実」

＜基本的な考え方＞

○被害者が加害者から精神的にも経済的にも自由となれるよう、配暴センター等は、ひとり親家庭への支援等DV被害者が活用できる各種支援制度の積極的な利用を支援していく。

また、配暴センターは、一時保護所等の退所後も、こころの回復支援や生活支援が途切れないよう関係機関等への引継ぎを徹底するとともに、地域における市町村や関係機関等による支援体制づくりに取り組んでいく。

＜施策の方向 10 住居の確保に向けた支援＞

○県は、公営住宅への入居の際の優遇措置を促進するとともに、配暴センター等は、民間のアパート等に入居する場合に利用できる民間の保証人代行サービス等についても被害者に情報提供し、住居の確保に向けて被害者に寄り添った支援を行う。

○母子生活支援施設は、母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実践する施設であり、子どもの支援においても重要であることから、県では積極的な施設活用を促進する。

○一時保護終了後直ちに自立することが困難な被害者への自立支援を目的に、女性の保護施設の利用促進及びステップハウスの設置等民間の支援団体の開拓に取り組む。

○女性の保護施設等の新型コロナウイルス防止対策について、マニュアルに基づき徹底する。

＜施策の方向 11 就業に向けた支援＞

○配暴センター等において、就職に関する情報提供や関係機関への同行支援を行うなど、被害者の就業に向け積極的な支援を行う。

○配暴センター等は、働きたいが不安に思っている方一人ひとりのニーズに応じ、就職面接時の託児や女性の相談員による対応等きめ細かな支援を行う、ワンストップ相談窓口である「マザーズジョブサポート山形・庄内」と連携を密にした就労支援を行う。

○県では、ひとり親家庭支援を強力に推進しており、就業支援等DV被害者の自立支援を行う際にも、積極的に情報提供し、活用を図る。

【主な事業】

①ひとり親家庭の県内移住・定着の応援【令和2年度新規事業】

②ひとり親家庭の資格取得の応援【令和2年度一部新規事業】

③ひとり親家庭応援センターの運営

④ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援

⑤就職活動、技能習得のための通学、仕事、学校行事、病気、冠婚葬祭などの際、ひとり親家庭に家庭生活支援員を派遣し援助

＜施策の方向 12 被害者の立場に立った生活支援＞

○配暴センター等は、被害者の状況に応じ、生活保護制度の活用について、福祉事務所に相談するよう情報提供を行う。各福祉事務所では相談の場所や扶養義務者への調査について、被害者の安全確保を徹底しながら対応を行う。

- 配暴センター等は、県及び市町村の社会福祉協議会と連携し、DV被害者が活用できる生活困窮者自立支援制度等の利用を支援する。
- たらい回しによる二次的被害の防止や被害者の負担軽減を図るため、市町村等、複数の法制度や公的サービスの提供にかかわる関係機関における、被害者に対応する窓口の一元化（窓口のワンストップ化）を促進する。
- 被害者が、関係機関において各種手続きを行う際に、手続きが円滑に進むよう、また被害者の安全への配慮や不安の解消のために、必要に応じ配暴センター等職員が同行支援を行う。
- 配暴センター等は、警察における犯罪被害者等の「再被害防止対象者」としての指定による重点警戒など、再被害防止の支援が行われるように警察と緊密に情報共有・連携していく。
- 県では、被害者を保護する観点から、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付に対する拒否等の措置、外国人登録原票や医療保険の適切な取扱い等について、関係機関に周知を図りながら、被害者等の個人情報の保護を徹底する。

<施策の方向 13 こころの回復支援>

- 配暴センターにおいて、心理担当職員や医師からのカウンセリングを実施するとともに、関係機関・医療機関と連携し、被害者の意向を聞きながら、中長期的ケアも視野に入れて適切な機関においてこころの回復を図る。

【被害者のメンタルヘルスケアの実施体制】

- ①女性相談センター：心理担当職員を配置し、カウンセリングを実施
- ②母子生活支援施設：心理担当職員を配置し、カウンセリングを実施
- ③県男女共同参画センター・チェリア：定期的にカウンセラーによる心の相談を実施
- ④精神保健福祉センター：心の健康電話相談（電話・面談・メール）を実施し、必要に応じて診療も実施
- ⑤PTSD等に対応できる医療機関について情報提供

基本の柱V 「DV被害者の子どもを守る体制の強化」

<基本的な考え方>

全国で相次いだ児童虐待死亡事件の背景にDV被害があったことを踏まえ、令和元年6月の法改正において、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、相互に連携・協力すべき機関として児童相談所が明文化された。

特に子どもについては、配偶者に対する暴力による心理的虐待に加え、転居や転校を始めとする生活の変化等により、種々の大きな影響を受けやすく、さらに子どもが直接、暴力の対象となっている場合もある。

被害者と子どもを適切に保護するとともに、子どもがいる被害者が安心して相談し、解決に向け一歩踏み出すことができるよう子どもの支援体制の強化に取り組んでいく。

<施策の方向 14 児童虐待から子どもを守る体制強化>

- 警察は、児童のいる家庭でのDV事案については、児童虐待の有無を視野に入れ、被害児童の安全確保を最優先とした対応を行うとともに、児童相談所への通告を徹底する。また、通告を受けた児童相談所では48時間以内に目視による子どもの安全確認の実施を徹底する。
- 「要保護児童対策地域協議会構成員への参画について（依頼）」（令和元年8月2日付け子家第565号山形県子育て推進部子ども家庭課通知）に基づき、市町村要保護児童対策地域協議会に配暴センター及び福祉事務所の参画を促しており、全ての市町村要保護児童対策地域協議会の実務者会議（実務者レベルの担当者が参集し、ケースの支援内容を検討する会議）に女性相談員が参画するように、市町村を支援する。

【実務者会議への参加状況】

33市町村（令和2年9月1日現在） ⇒ 全35市町村

<施策の方向15 DV被害者の子どもの支援>

- 一時保護に同伴する子どもの心理的ケアについては、児童相談所と連携しながら、必要に応じ、児童心理司がカウンセリングを実施する。また、一時保護所等の退所後についても、スクールカウンセラーの活用も検討しながら、関係機関と連携し、被害者等の意向を尊重したケアを継続する。
- 被害者の子どもに進学する意欲がありながら、経済的な問題から就学を断念することがないように、配暴センター等は、各種奨学金や貸付制度について情報提供し、被害者や子どもの意向を尊重しながら進学の実施を行う。
- 一時保護所において、同伴する子どもに学習保育指導を行う職員を確保するとともに、退所後は、ひとり親家庭の学習支援や生活困窮世帯の学習支援など活用できる支援制度について情報提供を行う。
- 県及び配暴センターは、被害者の自立に当たっては、区域を越えた就学・保育の受入れや保育料算定等の弾力的な運用が行われるよう、教育機関及び保育所に対して協力を要請する。
- 県及び配暴センターは、保護命令が発せられた場合は、学校・保育所において適切な対応が行われるよう、教育委員会と連携し、子どもの安全を確保する。

基本の柱VI 「市町村・関係機関との連携の強化」

<基本的な考え方>

○本県においては、13市すべてに女性相談員が配置されていることが、地域における被害者支援の大きな強みとなっている。一方で、小規模な町村においては、体制の整備が不十分と考えている自治体もある。すべての市町村が、DV基本計画を策定し、地域に密着したDV防止の啓発や窓口の周知等積極的な広報活動を行うとともに、身近な行政主体として相談窓口の周知を行うことが重要であり、策定を促していく。

また、配偶者からの暴力は複雑な問題であり、一つの機関だけで対応することは困難である。県では、定期的な意見交換の場として地域DV被害者支援連絡協議会を活用しながら、市町村及び関係機関と顔の見えるネットワークづくりに取り組んでいく。

＜施策の方向性 16 市町村との連携によるDV対策の強化＞

- 被害者が市町村から適切かつ迅速に県配暴センターや各相談窓口を引き継がれるよう、緊密に連携していく。
- 県では、市町村に対して、DV基本計画を定め、市町村の実施する施策が円滑に進むよう、市町村に対する助言や支援を行う。

＜施策の方向性 17 関係機関との連携によるDV対策の強化＞

- 地域DV被害者支援連絡協議会において、地域におけるDV防止対策の推進や具体的な事例に基づく検討を行うなど活動の充実を図り、被害者の支援が円滑に行われるように、関係機関の顔の見えるネットワークを構築していく。
- 本県に民間のステップハウスや民間シェルターの設置は無いが、DV相談や被害者支援、啓発活動に積極的に取り組んでいる民間団体があり、配暴センター等がこれらの団体と積極的に連携を図ることで、きめ細かな被害者支援を行う。
- 都道府県を越える広域的な避難や保護も増加し、他県の母子生活支援施設の活用も行われていることから、さらに広域的な支援が円滑に行えるよう、他都道府県との情報交換を積極的に行う。